

令和3年度 住宅改修・福祉用具貸与におけるリハビリテーション専門職関与による介護給付適正化の取組について

本市では、令和元年度から、申請時の確認等において、リハビリテーション専門職（以下「リハビリ専門職」）が関与することで、利用者の状態像等に対応した適切な住宅改修の実施や福祉用具の選定を促し、利用者の自立支援やQOLの向上につなげる取組を行っています。

令和3年度は、これまでの取組を踏襲しつつ実施内容を一部追加し下記のとおり実施します。なお、下線（アンダーライン）を引いた部分が追加項目となります。

記

1 実施方法

(1) 住宅改修

①訪問点検

事前申請書類から内容に疑義のあるケースや、専門職から助言を行うことでより本人の自立につながると思われるケースについて訪問点検を行います。

現地では、本人の動作確認や改修予定箇所の確認を行い、改修の適否について判断します。

また、本人や家族、担当ケアマネジャー、施工業者に対し、リハビリ専門職としての視点から本人の自立支援につながる助言等を行います。

訪問頻度は月2回程度を目途に、必要に応じて随時実施します。

②完成後点検

訪問点検を実施したケースの中で、完成後の使用状況が気になるケースについて、完成後1～2週間を目途に再訪問を行います。手すりを付けた後で、利用者が日常生活でどのように使用しているか、リハビリ専門職が想定した動作を引き出しているか確認を行い、必要があれば動作の修正等助言を行います。

再訪問については、訪問点検時に立会者（施工業者、ケアマネジャーも含む）に対して、再訪問がある旨の説明を行い、立会を依頼します（立会は任意とし必須ではありません）。

(2) 福祉用具貸与

①訪問点検

福祉用具貸与理由書の内容に疑義があるケースや、専門職から助言を行うことでより本人の自立につながると考えられるケースについて訪問点検を行います。

点検対象に下記項目を追加します。

要支援（1・2）で特殊寝台及び付属品貸与のケース

※新規の貸与申請をするケース

※内科的疾患が理由の場合は除く

※状態像としては、医師の意見（iii）に該当するものに限る

貸与承認通知発送時にケアマネジャーに訪問点検を実施することを伝え、貸与承認から3か月後を目途に訪問し、使用状況や今後の使用方針について確認を行います。

また、本人や家族、ケアマネジャー、福祉用具貸与事業所に対し、リハビリ専門職としての視点から、本人の自立支援につながる助言等を行います。

2 モニタリング

住宅改修及び福祉用具貸与の訪問点検実施による効果を把握するため、モニタリングを行います。担当ケアマネジャーもしくは住宅改修理由書作成者へ、訪問から3か月後を目途に、目標の達成状況及び、訪問点検の感想に関するアンケートを実施します。

3 実施体制

介護保険課 住宅改修担当・福祉用具貸与担当

高齢福祉課 作業療法士